

# 愛知県産材認証機構規約

(名称)

第1条 本組織は、愛知県産材認証機構（以下「機構」という。）と称する。

(目的)

第2条 本機構は、組織する構成員相互の連携により、愛知県産材の信頼性を向上させ、県産材の需要拡大を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本機構は、前条の目的を達成するため、次の各号の掲げる事業を行う。

- (1) 認証制度の推進
- (2) 認証制度の普及啓発
- (3) その他目的達成のための必要な事項

(構成員)

第4条 本機構は、次の団体で構成する。

- (1) 別表に定めるもの
- (2) その他、規約に賛同する団体等で本機構に加盟を希望し、理事会で認められた団体等

(脱会)

第5条 機構を脱退しようとするときは、理由を記載した脱退届を機構宛に提出しなければならない。

(役員及び定数)

第6条 本機構に次の役員を置く。

会長（理事） 1名                      副会長（理事） 1名  
理事 若干名                      監事 若干名

- (1) 役員は、構成員から選出された者で構成する。  
但し、2名以内で構成員以外から選出することができる。
- (2) 会長、副会長は、理事会において互選する。

(役員の職務及び権限)

第7条 会長は、機構を代表し、機構の行う事業を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。
- 4 監事は、機構の会計を監査する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2カ年とする。但し再任を妨げない。

2 役員は選出された日からその職務に就き、後任者が選出されるまでその職務を行うものとする。

(会議)

第9条 この機構は次の会議を開催する。

- (1) 理事会
- (2) 審査委員会

(理事会)

第10条 理事会は会長が招集する

2 理事会は次に掲げる事項を決する。

- ① 業務を運営するための具体的な方針の決定に関する事項
- ② その他理事会において必要と認めた事項

(審査委員会)

第11条 審査委員会は会長指名し、次の者で構成する。

愛知県森林組合連合会

愛知県木材組合連合会

2 審査委員会は次に掲げる事項を決する

- ① 認定事業者の登録について
- ② 認定事業者の登録取消について

(事務局)

第12条 本機構の事務局は、愛知県木材組合連合会内に置く。

(機構の事務費)

第13条 この機構は、認定事業者登録手数料その他の収入を持ってこれに充てる。

(事業年度)

第14条 この機構の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(その他)

第15条 規約に定めるもののほか、機構の運営に関し必要な事項は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

(附 則)

この規約は、平成21年11月24日から施行する。

この規約は、令和6年10月11日から施行する。

別表

### 愛知県産材認証機構構成員一覧

愛知県木材組合連合会

愛知県森林組合連合会

愛知県木材買方協同組合

愛知県木材市場連盟

中日本合板工業組合